

過重労働解消キャンペーン実施について

11月から再び「過重労働解消キャンペーン」が実施されることになりました。企業側の労務管理体制に不備がないかチェックしましょう。

はじめに

長時間労働の削減に向けた取り組みの徹底や過重労働による健康障害の防止対策など、長時間労働対策の強化が国の取り組む重点課題とされています。

11月から再び「過重労働解消キャンペーン」が実施されることになりました。企業側の労務管理体制に不備がないかチェックしましょう。

内容

平成30年11月1日(木)から11月30日(金)までの1ヶ月間実施される今回のキャンペーンでは、次の取り組みが予定されています。

1. 過重労働が行われている企業への重点監督の実施

特に次のような企業を対象に、労働基準監督官等の調査が実施されることになっています。

1. 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
2. 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

また、今回のキャンペーンで重点的に確認する事項として次のものが挙げられています。

1. **36協定と実態の乖離**：時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか等
2. **賃金の不払い**：賃金不払残業が行われていないかについて
3. **時間管理方法**：不適切な労働時間管理をしていないか
4. **医師による面接指導**：長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置がなされているか

特に36協定について、届出の有無だけでなく、「労働者代表の選出方法」「限度時間を上回っている実態」についても確認・指導される可能性があるため、注意が必要です。

36協定のチェックポイント

労働者代表の選出方法	<ul style="list-style-type: none">・労働者代表が「経営者サイド」の人でないか？・選出方法がいい加減でないか？等
限度時間と実態の乖離	<ul style="list-style-type: none">・限度時間を超えていないか？・限度基準を超えている場合、特別条項の記載があるか？等

監督指導の結果、公表された場合や、1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しないペナルティーが課せられます。

2. 電話相談の実施

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」が実施され、都道府県労働局の担当官による相談窓口が設置されます。

長時間残業などの過重労働だけでなく、労働に関する相談全般をしやすい環境になることで、不満を持つ労働者からの苦情が増加するかもしれません。

3. 周知・啓発活動、その他

リーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用によりキャンペーンが周知されます。その他セミナー開催や優良企業の取り組み事例紹介なども行われるとのこと。

「過重労働が問題視されていること」が世間に広く伝えられるため、やはり労働者からの不満を誘発することが考えられるでしょう。